

指導行政のポイント

義務教育費国庫負担制度の見直し(その2)

菱村 幸彦

地方分権推進会議の中間報告で義務教育費国庫負担制度の見直しが提言されたことについては、すでに本紙第46号で取り上げた。今回はその後の動きをフォローアップしておこう。

見直しを図るが根幹は堅持

文部科学省は、8月30日、義務教育費国庫負担制度の見直しについて、経済財政諮問会議に報告した。経済財政諮問会議は、総理大臣の諮問に応じて、経済運営の基本方針や予算編成の基本方針等を審議する政府の合議制機関である。

諮問会議のホームページによれば、文科省の報告のポイントは、次のとおりである。

- (1) 義務教育の水準確保という制度の根幹を保持しつつ、最大限の見直しを行う。
- (2) 国庫負担対象経費を国が真に負担すべきものに限定することにより、平成15年度から平成18年度までに数千億円の縮減を目指す。
- (3) 公立学校教員給与の国立学校準拠制を平成16年度に廃止し、各都道府県が自主的に決定できるよう制度改革を行う。
- (4) 市町村は自費で、都道府県の定める定数を超えて教職員を配置できるようにする。
- (5) 現在、任命権のみをもつ指定都市に、新たに教職員定数や給与負担について権限と責任を都道府県並みに拡大する。
- (6) 小・中学校等と養護学校の国庫負担制度を一本化して事務を大幅に簡素化する。

文科省は、義務教育費国庫負担制度の根幹はあくまでも維持する強い決意のようだ。その理由として、憲法上、国はすべての国民に一定水準の教育を無

償で提供する責務を負うこと、義務教育水準を維持するには優れた教職員の確保が必要であり、そのためには財源が安定的に確保されることが必要であること、国庫負担制度は、国と地方が協力して義務教育の責任を負う制度であること、などを挙げている。

“5,000億円縮減”の方向

とはいえ、文科省は、地方分権推進の視点から、義務教育費国庫負担制度について必要な改革を進める旨も表明している。文科省は、9月9日に都道府県教育長等の全国会議を開催し、義務教育費国庫負担金の縮減について説明している。それによると、国庫負担対象のうち、年金掛金の使用者負担分(約2,200億円)、退職手当負担分(約2,400億円)、公務災害補償基金負担分(約16億円)など、総計約5,000億円を今後縮減する考えであることを明らかにしている。

国庫負担金を縮減するとなると、地方公共団体の負担増となる分について財源上の措置が必要となる。しかし、現時点では、交付税等でどのような措置をとるか、そのための税源譲渡をどうするかなどは決まっていない。これは今後の大きな課題となろう。

義務教育費国庫負担制度の見直しは、今年6月に地方分権推進会議の中間報告で提言され、それを受けた形で、総理大臣から制度改革が指示されている。今後、地方分権推進会議の最終報告がどのような形で出されるか、さらには年末の予算編成時に義務教育費国庫負担金がどのように査定されるかがポイントとなろう。今後とも目が離せない重要課題である。

(ひしむら・ゆきひこ = 公立学校共済組合理事長)

最新刊! 学校経営実務に直結した最近5年間の重要新・改正法令85項目を詳解! 定価2415円 教育開発研究所刊

学校管理職選考で問われる最新教育法規 菱村幸彦〔編集〕

新指導要領の全面实施と“各学校での評価規準づくり”へのテキスト! 学校・教委の一括採用増加!

中学校『評価規準の作成と活用』国研・評価規準全文収録

既刊 小学校『評価規準の作成と活用』大好評発売中! B5判304頁・定価2400円